

令和2年度（2020年度）第2回
箕面市国民健康保険運営協議会会議録

箕面市国民健康保険運営協議会

令和2年度（2020年度）第2回箕面市国民健康保険運営協議会会議録

一、開催日時	令和3年（2021年）2月26日（金曜日） 午後2時00分から午後3時15分
一、開催場所	市役所 本館3階 委員会室
一、日程	日程第1 箕面市国民健康保険事業の状況について 意見交換 「健康保険組合の現状について」
一、出席委員	会長（公益代表） 中嶋 三四郎 君 副会長（公益代表） 田中 真由美 君 委員（被保険者代表） 森橋 義則 君 委員（被保険者代表） 馬上 真治 君 委員（被保険者代表） 中井 徳治 君 委員（被保険者代表） 塩山 定夫 君 委員（保険医又は薬剤師代表） 村田 勇二 君 委員（保険医又は薬剤師代表） 久原 毅 君 委員（保険医又は薬剤師代表） 益野 富美子 君 委員（保険医又は薬剤師代表） 藤本 年朗 君 委員（公益代表） 堀江 優 君 委員（公益代表） 中西 智子 君 委員（被用者等保険者代表） 北吉 舞 君
一、出席事務局職員	市民部長 桜井 ゆかり 君 市民部副理事 水谷 晃 君 同国民健康保険室長 三浦 竜 君 同債権管理機構長 山本 学 君 同国民健康保険室参事 才元 秀晃 君 同国民健康保険室参事 西谷 匠 君 同国民健康保険室参事 齊藤 雅彦 君 同国民健康保険室 久田 佳佑 君 同国民健康保険室 谷邊 耕太 君

○議長（中嶋会長） 皆さん、こんにちは。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、定刻にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が、この2月末で今、大阪のほうはようやく解除される検討がされている状況でございます。

しかしながら、まだまだ予断を許さない状況が続いておりまして、国民健康保険へも少なからず、今後も影響が続いていくものと思っております。

このように厳しい状況下ではありますが、委員の皆様がたとともに本市の国保事業の円滑な運営に向けて、真剣かつ積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議において令和3年度予算をはじめとする重要な案件をご審議いただくわけですが、何とぞ円滑な進行にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日の会議は、「箕面市市民参加条例」第6条に定めるところによりまして、公開とさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、本日の委員の出席状況について事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（齊藤） はい。本日、委員13名中、13名全員のかたのご出席をいただいております。したがって、「箕面市国民健康保険運営協議会規則」第4条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（中嶋会長） それでは、続きまして、本日の会議録の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

益野委員、それから中西委員をお願いさせていただきますので、よろしくお願いい

たします。

続きまして、案件に入る前に、本日は、案件終了後に北吉委員から、「健康保険組合の現状について」のお話をいただき、委員間で意見交換を行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、案件に入りたいと思いますので、どうぞ皆さん活発なご議論を賜りましょう、お願い申し上げます。

まず、日程第1「箕面市国民健康保険事業の状況について」を議題といたします。

まず、大項目Ⅰの「税制改正に伴う国民健康保険制度の見直しについて」を事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（西谷参事） はい。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（西谷参事） 国民健康保険室の西谷と申します。よろしくお願い致します。

着座にて失礼いたします。

まず、大項目Ⅰ「税制改正に伴う国民健康保険制度の見直しについて」をご説明いたします。

資料2 ページ、「1. 税制改正による所得等への影響」になります。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとされました。これに伴いまして、国民健康保険制度において不利益が生じないように、国民健康保険法施行令の一部が改正され、令和3年1月1日施行されました。

本市では、3月に条例改正予定であります。

中段及び下段のグラフで各収入、総所得金額、国民健康保険料所得割額を算定する際に使用する旧ただし書き所得、税金の算定に使用する課税所得の順に影響を示しております。

まず、給与・年金所得世帯については、保険料の算定に使用する「旧ただし書き所

得」に変化がないため、世帯の保険料算定に影響はありません。

なお、低所得世帯に対する保険料軽減判定に使用する「総所得金額等」が増加するため、税制改正前は軽減対象だったのに、税制改正により軽減判定に該当しなくなる場合が発生することから、これを回避するために、国民健康保険法施行令の改正により、保険料軽減判定基準額に係る見直しが行われております。詳細は次のページで説明いたします。

次に、自営業等のフリーランス世帯については、保険料の算定に使用する「旧ただし書き所得」が減少するため、基本的に保険料が下がることとなります。

資料3ページになります。

資料3ページは、「2. 保険料軽減判定基準額に係る見直し（令和3年度保険料より）」で、2ページで説明しました、税制改正の影響により軽減対象から外れてしまうことを回避するための見直しでございます。

具体的には、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

これにより、従来どおりの軽減措置が適用されます。

下段のほうで、例としまして世帯主が年金収入200万円、配偶者がパート収入120万円の2割軽減対象世帯における現行と改正後の総所得金額と2割軽減後の基準額の計算について、表で記載しております。

今回の税制改正では、特に給与所得者等が2人いる世帯において軽減対象から外れる可能性がありましたが、軽減判定基準額を見直すことで、従来どおりの軽減措置が適用されることが、この例で確認いただけたと思います。

以上を大項目Iの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長）　ただ今、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等がないようでございますので、次に、大項目Ⅱの「令和3年度の当初予算」を議題といたします。

資料の説明をお願いします。

○事務局（三浦室長） 議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） 国民健康保険室の三浦でございます。

資料6ページ、「1. 令和3年度国民健康保険事業費予算」をご覧いただきたいと思っております。

本件は、令和3年度の当初予算概要ということで、私のほうからご説明させていただきます。

令和3年度予算は、国保広域化に係る国の予算編成及びそれに基づく大阪府算定数値を元に編成しております。

下の小さな四角囲みに記載のとおり、令和3年度の歳入・歳出予算総額は136億6,700万円となっております、令和2年度から600万円の増額となっておりますが、その構成において大きな変化はございません。

中身を確認していきますと、上段の2本の横棒グラフ、歳出においてですが、令和3年度は2年度に比べて保険給付費が減額となっておりますが、要因は被保険者数の減少等によるものでございます。

また、下段の2本の横棒グラフ、歳入予算をご覧いただきますと、左端でございますが、保険料が減少しておりますが、こちらも被保険者数の減少に伴うものでございます。

なお、すみません、上段の四角囲みに戻りまして、その中には※印があると思うんですが、事業費納付金が算定されるに当たり、本市から報告する数値に誤りがあったため、約1.3億円の過誤算定が生じました。本件については、年度間調整で令和5年度に精算予定ですので実損はございませんということをご報告しておきます。

また、過誤部分が一般会計繰入金を充当する科目のために、保険料には影響がないということもあわせて申し添えます。

以上でございます。次のページから、担当者に交代いたします。

○事務局（西谷参事） 資料7ページになります。

「2. 令和3年度保険料について」をご説明いたします。

令和3年度分に係る大阪府国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と被保険者から保険料徴収する目安となる「標準保険料率」が、令和3年1月12日大阪府より示され、箕面市の一般被保険者分の事業費納付金として約43億5,600万円、一般被保険者数が26,529人と示されました。

「標準保険料率」では、大阪府内のどこに居住しても所得と世帯人数が同じなら同額の保険料となります。この「標準保険料率」は、大阪府統一保険料率であります。平成30年度から6年間は激変緩和期間であるため、本市の令和3年度保険料率は新年度に改めて料率算定作業を行い、6月初旬に告示予定となります。

令和3年度の箕面市における年齢区別の1人当たりの平均保険料は、介護保険料が賦課されない0歳～39歳及び65歳～74歳で構成される世帯では126,366円となっており、昨年度の130,367円に対して4,001円の減額となっております。

また、介護保険料が賦課される40歳～64歳で構成される世帯では160,169円となっており、昨年度の166,967円に対して6,798円の減額となっております。

そして、ページ下段には「激変緩和措置の方式変更」を記載しております。

大阪府の国保広域化方針が改定され、これまで各市町村の平成28年度と当該年度の1人当たり保険料の差額が基準を超える市町村に対して激変緩和措置財源が個別に配分されていましたが、令和3年度以降は各市町村への配分をやめて、先ほどお示した府の標準保険料率を抑制する財源として活用されることとなりました。

令和3年度は、大阪府全体で約67億9,000万円を激変緩和措置財源として投入しており、本市への効果額は被保険者数から計算すると1億346万円と考えられます。

続きまして、8ページになります。

資料8ページにおきまして、「令和2年度から令和3年度における1人当たり平均保険料」を大阪府の説明資料をもとに記載しております。

まず、背景といたしまして、大阪府内の国保被保険者数が1.2万人ほど減少しております。

これは、右側の「被保険者数の増減」の表にございますとおり、社会保険の適用拡大等により70歳未満のかたが約3.2万人減少するためとされております。

その他、個別の読み上げは省略しますが、これらの結果として、右側下段にございますとおり、1人当たり保険料影響額は、増要因として、保険給付費の自然増で1,900円、保険料減免の増で1,100円、財政安定化基金への繰入金の増で700円となっています。一方、減要因として、激変緩和の全面拡大による公費の増で3,900円、前期高齢者交付金の増で3,900円、介護納付金の減で1,500円。

以上から、医療分、後期支援分が賦課される0歳～39歳、65歳～74歳で構成される世帯では3,092円の減、介護分も賦課される40歳～64歳で構成される世帯では合計5,402円の保険料が減少することとなりました。

繰り返しになりますが、この影響額については大阪府全体のデータでございまして、本市の令和3年度の保険料については、令和2年の所得並びに算定時点での被保険者数をもとに新年度に改めて料率算定作業を行いまして、6月初旬に告示予定ですので、念のため申し添えます。

続きまして、9ページになります。

資料9ページは、参考資料①としまして「大阪府の被保険者数に占める世代毎構成率の推移」をグラフ化して記載しております。

適用拡大による70歳未満の被保険者の社会保険への異動と、団塊の世代が平成29年度以降、70歳以上になったことにより、高齢者の占める割合は増加しています。

グラフは被保険者数に占める未就学児（0歳～5歳）、70歳未満（6歳～69歳）、70歳以上（70歳～74歳）の割合の推移を平成26年度以降から示したものです。

令和元年度において、70歳以上の割合が、前年に比べて5ポイント増となっており、令和3年度においては前年に比べて1.4ポイント増の25.3%となりました。

続きまして、資料10ページになります。

資料10ページには、参考資料②としまして「箕面市の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。

上から医療費総額、被保険者数、保険料収入の箕面市の推移について、平成26年度から令和元年度までの実績値及び令和2年度、令和3年度の大阪府の算定数値を示しております。

まず、医療費総額は、平成27年度に一時的に高額薬剤の影響で前年比4.1%の伸びが見られましたが、平成28年度の診療報酬や薬価の改定により減少傾向にあり、令和3年度は前年度比2.0%の減少となっております。

次に、被保険者数は、後期高齢者医療への移行や社会保険への加入等により減少傾向にあり、前年度比2.6%の減少となっております。

それに伴いまして、保険料収入は前年度比0.3%の微増と推定しています。

続きまして、資料11ページになります。

資料11ページには、参考資料③としまして「大阪府の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。

10ページのグラフ同様、上から医療費総額、被保険者数、保険料の大阪府の推移について、平成26年度から令和元年度までの実績値及び令和2年度、令和3年度の大阪府算定値を示しております。

ご覧のとおりですが、特に被保険者数は、大阪府全体においても後期高齢者医療への移行や社会保険の加入などにより年々減少傾向になっております。

続きまして、資料12ページになります。

資料12ページには、参考資料④といたしまして「箕面市・大阪府の国保1人当たり医療費の推移」をグラフ化して記載しております。

一番上が国の国保、上から2番目の破線が社保も含めた全国平均で、平成24年度から令和元年度までの実績値の推移です。

下から2番目の実線が大阪府国保、一番下が箕面市の国保加入者の1人当たり平均の推移で、令和元年度までの実績値と令和2年度、令和3年度の大阪府の推定値を示しております。

いずれも右肩上がりの傾向をご確認いただけたと思いますが、医療費が他の世代の約2倍必要とされる70歳～74歳のかたが占める割合が増加したことが、大きな要因とされています。

なお、本市の1人当たりの医療費は増加傾向とは言え、ごらんのとおり全国や大阪府の値よりかなり低い値で推移していることを併せてご報告させていただきます。

以上、大項目Ⅱの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長） はい、ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。が、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○塩山委員 塩山と申します。

7ページの箕面市の1人当たりの保険料が、これ、R2からR3を引いたらマイナスになってるんですけども、去年までやったらずっとプラスだったと思うんです。これはいろんな理由は考えられると思うんですけども、その下の激変緩和措置ですか、平成30年から6年間ということなんですけども、この辺の、これが個別配分から、

全体の保険料の抑制財源として活用するという事で下がっているというのは、何となくわかるんですけども。これは、原因的にはいろんな理由はあろうかと思えますけれども、激変緩和措置が大きいのかなと私は見てるんですけども、それはどうやというのが、まず一点です。

それから、今R3はこういう金額になってるんですけども、R3以降、特に激変緩和期間の6年間、4、5、6の3年はどうなるのか、わかればちょっと教えてほしいと思います。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） 国民健康保険室の三浦でございます。

ただ今のご質問でございますが、R3からR2に比べて、資料7ページでお示ししているとおり、保険料がマイナス提示になっているということでございますが、これはお察しのとおり、激変緩和措置の方針が変更されたことにより、おおもとの保険料の抑制にその財源が使われたということでこのようなことになっております。それが主な理由でございます。

なお、8ページに記載のとおり、1人当たりの保険料影響額については、増要因、減要因を書いておりますので、ご参照いただけたらというふうに思います。

2つ目の質問でございますが、令和4年度以降の、この大阪府から示される保険料についてですけれども、これについては、私ども、ほとんどの市町村もそうなんですけれども、大阪府のほうに対してシミュレーションをしてくれというふうに繰り返し要請はしておるんですけども、なかなかはっきりとした数値を示してくれないというようなことで、しかも、この間、コロナによるいろんな影響があったということもちょっと理由にしながら、なかなか数値を示してくれないというようなところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋会長） よろしいですか。

○塩山委員 はい、ありがとうございます。

○議長（中嶋会長） ほか、ございませんでしょうか。

○塩山委員 もう一個いいですか。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○塩山委員 11ページの保険料収入の関係なんですけども、令和2年度、3年度です。これが、これは大阪府の算定値という形になっとるんですけども、結構これだけぼっと上がってるんですけども、たいがい大阪府のやつは上がる状態になっとると思うんですけども、これは大阪府やからという見解でいいんですか。

○議長（中嶋会長） 分かりますか。

○事務局（三浦室長） 議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） すみません。11ページでございます。医療費総額が令和2年度から令和3年度にかけて若干下がっており。被保険者数も若干下がっております。それで、保険料収入というのは、このそれぞれの医療費総額と被保険者数の下がり幅、上がり幅によって影響されるものでして、例えば参考資料②をごらんいただきますと、医療費総額の減に比べて、被保険者数の減の割合がかなり多ございますので、結果的に保険料収入が、ほぼ横ばいなんですけれども、少し上がったということでございます。ですから、保険料収入については、医療費総額と被保険者数の、その下がり幅によって出てくるというふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（中嶋会長） よろしいですか。

はい。そうしましたら、他のかたもあれば。

はい、どうぞ。

○中西委員 今回の質問と関わるんですけども、確認なんですけれども、今の説明では、新年度の保険料は今年度よりも下がるというようなご説明であったというふうにいるんですけども、この制度的に、本来なら毎年少しずつ、6年間で6分の1ず

つ値上げになっていくというのが、当初の制度設計になってたかと思うんですけども、年々値上げになるはずなんだけれども、新年度に関しては、保険料の平均としては下がるんだというふうに確認させていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（中嶋会長）　じゃあ、説明してください。

○事務局（三浦室長）　これはちょっと大阪府から説明を受けた範囲内のご説明ということになるんですが、7ページで示しておりますとおり、箕面市の1人当たりの保険料は、一応マイナスというふうに示されておりますが、先ほど西谷のほうがり返し申し上げましたとおり、本市の令和3年度の保険料については、令和2年の所得並びに算定時点での被保険者数をもとに、新年度に改めて料率算定作業を行い、6月初旬に告示予定ですので、そのときにはちょっとどういった数字になるかは、ちょっと今は明言できないということをお伝えしておきます。

○中西委員　制度設計では、6年間、激変緩和措置が行われて、その激変緩和措置が年々減ってくるから、その分値上げにつながるのではないかなというのが、ずっとその説明をいただいてたかと思うんですけども、それを、そういう制度設計だったけれども、新年度は抑制されるというふうに考えていいのかなということなんです。

○事務局（水谷副理事）　激変緩和措置の方式が今回変わってますよね。今までは、最初は市の30年と比べてどうやというので、最終的にそれを見て市の方で、激変緩和を6年間に向けてやっていくのであったので、今回は方式が変わってるんで、それは最終で入ってますので、マイナスになってますので。あと最終的に、もう激変緩和をここ、入れられてるので、次のうちの保険料と6月を見て、最終どうなるかという判断は、今言うてる三浦のとおりなんですけど、ここが変わってるので、そこはちょっと減らせる分はあるかと思います。

○中西委員　はい、わかりました。だから、説明がちょっとというか、すごくわかりにくいんですけども、今までは、大阪府が示してくれた分から、いろいろ緩和措置があって、最終的には金額が下がったんだけれども、もう既に大阪府が出してくれ

ている数字には、もうその下げた分が入ってあるのでということ。

○事務局（三浦室長） 激変緩和の分だけが今、入ってます。

○中西委員 入ってますよね。

○事務局（三浦室長） はい。

○中西委員 だから、今までのように、最終的にかくっと金額が下がるかといったら、そうはいかないだろうというふうに捉えていたらいいいということですよ、平たく言うと。何かこれだけを見てると、今度の新しい保険料はすごく下がるんだって、ぱっと見そう思えちゃうんですけれども、いやいや、それはとにかくふたを開けるまで待ってくださいねということだと思っただいいんですよ。

○事務局（三浦室長） そうですね、はい。

○中西委員 はい、結構です。

○議長（中嶋会長） 今、話に出ていましたように、来年度の保険料に影響することとして、激減緩和措置の財源投入の方法が変わったということが、一つポイントとしてはございます。今までは、統一保険料との差が大きい市町村により多く配分されていたものを、そういう差をつけずに、もう統一保険料自体に充当して、全体を下げましょうというふうに変った結果、箕面市には今のところプラスに働いているというふうに思っただけたらということでございます。

ただ、この資料では、昨年状況に今年度の保険料をかけるとマイナスになっておりますけれども、新年度は改めて計算し直しますので、必ずしも値下げになったという結果になるかどうかは、6月の本算定の結果によってみないとわからないということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、ほか何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○中西委員 いいでしょうか。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○中西委員 じゃあ、もう一点ちょっとだけ確認をしておきたいんですけれども、

コロナの減免というのが行われてたかと思うんですけれども、箕面市におけるコロナ減免の実施状況について教えてください。

○事務局（三浦室長） はい、議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。分かりますか。

○事務局（三浦室長） はい。令和2年12月末時点の状況で、805件の申請が出ております。

件数では以上でございます、はい。

○議長（中嶋会長） 件数はそういう件数だということで、よろしいですか。

ほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

○中西委員 今、805件のかたが、結局コロナの影響を受けて、所得も減少して非常に厳しい状況であるということがわかったかと思うんです。それで、前回の国保運協でも少し質疑をさせていただいたかと思うんですけれども、国保の運営方針に係る市町村意見というのが、今回も資料としていただいたんですけれども、やっぱりそのご意見等を見ていると、やはり値上げを何とか抑制してほしいであるとか、値下げを求めるといこととか、コロナ減免を新年度も継続してほしいということであるとか、低所得者や多子家庭への減免等々を求めるとか、あるいは、もう少し市町村全体の中でしっかりと議論を丁寧にしていくべきだというような意見が寄せられているかと思うんです。そのような多くのというか、かなり近隣市でもそういう声が出ているので、その辺の声について、箕面市としてどう考えながら、大阪府に対して求めていくのかということ、一点ちょっと確認しておきたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局（三浦室長） 議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） すみません、先ほどのコロナ減免の件数につきまして、私、

805と申し上げましたが、804ということでした、すみませんでした、失礼しました。

それで、大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村の意見ということでございますが、先ほど資料を、私どもがお渡ししたというようなことでしたが、ほかの皆さんはもらってないから、もらってないじゃないかということで、ちょっと誤解のないように言っておきますと、前回の運協の資料で、資料②としてつけたものを、ちょっと要請がございましたので、お渡ししたということでございます。

その中で、各市町村からさまざまな意見が寄せられて、それでのところなんですけれども、今回の法定意見聴取の趣旨というのが、大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る提出意見ということでございまして、それで、各市町村、これに乗じてとにかく言いたいことを言ってやろうというようなトーンも実際ございました。それはもう各市町村の判断だと思ふんですけれども、本市におきましては、前回の運営協議会でご説明したとおり、平成29年に北摂4市の市長で連名でした要望事項、これがどれだけ反映されてるか、あるいは、現行の運営方針が変更された項目、新規項目、これがどのような影響を及ぼすか、それに絞って意見をまとめて提出したところでございます。その内容につきましては、前回の運協のほうでご説明させてもらった内容というふうになっております。

以上でございます。

○議長（中嶋会長）　もし、わかれば補足を少しいただきたいんですが、市長会もしくは知事会等から国に対して、このコロナの関係で、国保財源に対しての何か補填をするような要望とか、動きみたいなものはあるんでしょうか。

○事務局（三浦室長）　はい、議長。

○議長（中嶋会長）　はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長）　令和2年度の10月でございますが、大阪府健康医療部の部長名で、厚労省の保険局国民健康保険課長宛てに緊急要望なるものを実施しており

ます。これは、大阪府のほうからさせてもらったんですが、大阪府内市町村を代表して緊急要望を行ったところでございます。主な内容につきましては、やはり令和3年度においても、今年度と同様に被保険者の保険料負担について厳しい状況が予想されるので、引き続きこの減免に対する財政支援を継続していただきたい、このような内容で要望が行われておりますので、ご報告しておきます。

以上でございます。

○議長（中嶋会長）　　ということは、今のを踏まえると、先ほどのご質問に対しては、府に対しての意見を既に言うまでもなく、都道府県を通じて、既に国にコロナの影響に対しての財源確保については要望が出されているということと、国の方も今、一定、各地方自治体に対しては、コロナによる減収等について補填をしていくと、財源措置をしていくということを始められている段階だと思いますし、箕面市でも一部そういうものが既に議案として出始めていますので、そういう状況も見ながら、改めて必要があれば、箕面市としても大阪府に対してまた要望していくこともあるという感じですか。

○事務局（三浦室長）　　はい。

○議長（中嶋会長）　　はい。じゃあ、そういう答弁だったという理解でお願いします。

ほか、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご質問がございませんので、続きまして、大項目のⅢのほうにいかせていただきます。

それでは、大項目Ⅲの説明をお願いします。

○事務局（山本機構長）　　市民部債権管理機構の山本と申します。着座にて失礼いたします。

まず、「収納状況」ということですが、14ページをご覧ください。

まず、令和2年度の収納状況のうち、現年分につきましてご説明いたします。

令和3年1月末現在の収納状況は22億7,637万9,000円で、前年同月比で380万2,000円の増加です。また、収納率は71.10%で、前年同月比で0.81ポイントの増加となっております。下の図に詳細は示しております。

続きまして、15ページをごらんください。

過年度分の収納状況でございます。

令和3年1月末現在の収納状況は、2億4,464万5,000円で、前年度同月比1,712万4,000円の増加となっております。また、収納率が32.82%で、前年同月比で6.19ポイントの増加となっております。

今年度、新型コロナウイルスの感染状況も受けながらも、収納率が前年度より向上していることにつきましては幾つかの要因が考えられますが、やっぱり一番大きいのは、コロナ減免が実施されたことによって、現年分について、コロナ禍でも納付可能な保険料額に減額されたことが、一つ大きいと思います。これによりまして、過年度分に滞納があるかたについては過年度分の滞納解消に向けて注力しやすくなったということが非常に大きな理由として挙げられます。またもう一つとしましては、こちらの体制面ですけれども、収納担当の職員を1名増員しました。今年度からですけれども。これによりまして、職員1人当たりの担当件数を減少させまして、個々の滞納世帯に対して納付の催告であったり、分納誓約の履行状況であったりが、これまでよりきめ細かい対応が可能になったこと等が挙げられます。これらの要因が徴収率の向上につながったというふうに考えてます。

ちなみに、私、市税も担当してますけれども、市税につきましては、徴収猶予という事で、減免ではなくて、納期限を1年間ずらすということになりましたので、現年分につきましても、今1月末現在ですけれども、現年分につきましても過年度分につきましても、徴収率は前年度よりも悪化してるのが現状です。

以上でございます。

○議長（中嶋会長） はい、それでは、説明が終わりましたので、ご質問をお受け

したいと思います。今、必死に説明いただいていたのを、資料だけ見ていただくと、収納率が向上してますので、何かすごいこの大変な時期に、何を徴収しとんやというイメージになるんじゃないかということなんですけども、先ほども少し出ましたように、生活が本当に苦しいかたにつきましては、減免が、令和2年度が450件程度です。令和3年度の804件なら、ほぼ倍に近い状況になっているように、払えないかたへの対応は、そちらも含めてしっかりとしていると。過年度分も合わせまして、本来払っていただかないといけない分を、かつ払える能力があるかたについては、例年どおりしっかりと業務をさせていただいておりますので、その結果、この収納率になっているということで、あらかじめご理解いただきたいなというふうにお問い合わせ申し上げまして、それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお受けさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○中西委員 すみません。お答えいただけるというか、可能な範囲でお聞きできたらありがたいんですけども、この過年度分の中身なんですけど、この中には、例えば差し押さえ等で債権回収したものも含まれてると思っていいのかどうかと、もし、それが含まれてるんだったら、その差し押さえ分というのはどの程度含まれてるのか、おわかりの範囲で教えていただけますでしょうか。

○事務局（山本機構長） 収納額の中には、差し押さえ、強制徴収による額も含まれてます、それは間違いありません。ただ、その額につきましては、ちょっとすみません、今資料を持ち合わせておりませんので、はい。

○中西委員 ざっくりどれぐらいかで結構なんですけど。

○議長（中嶋会長） 分かりますか。

○事務局（山本機構長） 額的なものはちょっと、申し上げられません。ただ、件数としましては、昨年度の1月末現在と今年度の1月末現在で比較したところですが、差し押さえ件数が、昨年度1月末現在は173件、今年度は143件ということで、

件数的には少し少なくなってるということと言えます。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○中西委員 ありがとうございます。ちょっと事前にここまで聞くと行ってなかったんで、ありがとうございます、すみません。もう一点なんですけれども、例えば分納で、分納が完了されたかたには延滞金、つまり利息がつきますよね。その利息分というのは、利息を返しておられるかた、あるいは、利息分というのはどのぐらい、どの程度あるのかというのはおわかりになりますか。

○議長（中嶋会長） 分かりますか、今。

○事務局（山本機構長） それは、件数ですか、額ですか。ちょっといずれも手持ちがないのでわかりませんですけども。

○中西委員 はい。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○中西委員 そうしたら、すみません、先ほどのちょっと差し押さえの話に戻るんですけども、滞納が発生してから差し押さえに至るまでは、どういう手続が発生するのか教えていただけますでしょうか。

○事務局（山本機構長） はい。まず、当初納付通知書を送ります。その納期限までに納めていただければ、今度は1か月後ぐらいに督促状というのを送らせていただくことになります。その督促状でも納めていただけない場合は、法令上は差し押さえすることになるんですけども、ただ、そこで差し押さえするのではなくて、その後、催告ということで催告状を送らせていただいて、もう少しお待ちすると。それでも納付いただけないというかたに対して、差し押さえを検討するということになります。その段階では、もちろん財産調査も含めさせていただいた上で差し押さえ、必要に応じた差し押さえさせていただくということになります。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○中西委員 督促状を発送してから差し押さえに至るまでは、大体どれぐらいのス

パンなんですか。

○事務局（山本機構長）　そうですね、督促状をもって、法律上は督促状で納めていただければ、先ほども言いましたけど、滞納処分の対象になるんですけれども、その後に、先ほど言いました催告書を送らせてもらいまして、催告書も1回だけではなくて複数回送らせていただきます。それでも、納付も相談もいただけないかたにつきましては、我々が一定財産調査もさせていただいた中で、財産があるのに納付いただけてないということは、納付の意思がないのではないかとということも含めて、我々で検討させていただいた上で差し押さえをさせていただいております。

以上です。

○議長（中嶋会長）　基本的には、市の中に滞納処分に対するフローがまずきちっとありまして、それに沿って当然、職員が業務をされていくということになります。その時期とか、スパンがどれぐらいかというのは、その間に当事者のかたとどういうやりとりが発生するかによって当然、長さであったりは変わってきますので、個々の状況によるということだと思っておりますが、中西委員。あらかじめ質問、何か趣旨があるのなら、その趣旨を言っていただいたほうが早いと思うので、お願いします。

○中西委員　はい。先ほどの延滞金、要は分納して、分納を完納されたかたには、今度は利息が発生して、利息を今度は、利息の催促が始まるわけですけれども、なかなかその利息の額が、あるかた、私が相談を受けたかたなんかは50万円とか、何十万円という単位で利息がついてくると。毎回、毎回分納期日はしっかりと守られながら、きちっとその期日内に遅延することなく納められたかたについても、利息というのが発生してきて、もちろん、長らく分納されるわけですから、延滞金も何十万という金額になってきますよね。そういうものが払えないときも、やっぱり差し押さえ対象になってくるのかどうかということもあわせて、今、本当にご高齢のかたも含めて厳しい経済状況の中で、でも、保険料はやっぱり払わないといけないということで納めておられるんですけれども、何かその保険料を納めることが、中にはですよ、本当

に納めることに追い詰められているかたがたもいるというふうにも、日々実感をしてるところがあるので、その辺の向き合いかたとか、どういう状況なのかというのをまずちょっとここで確認させていただけたらなと思って質問しております。

○議長（中嶋会長）　　ちょっとそのケースがよくわからなかったんですけど、分納誓約をしている、履行されているかたに対して差し押さえをするようなことってというのはあるんですか。

○事務局（山本機構長）　　分納を履行してる、きっちり履行してるかたに対して差し押さえするケースはないです。

○中西委員　　そうじゃなくて、延滞金がたまってる。

○事務局（山本機構長）　　我々、分納をお受けする際に、我々、いたずらに延滞金を請求するつもりはないので、当然、延滞金がかからないように期間を短期間にしたりとあるとかということは、こちらからはお願いしてます。ただ、どうしても納めていただけないというかたに、その期間では難しい、その額では難しいというかたの場合については、延滞金は発生しますというふうにお伝えした上で、説明させていただいた上で、分納額をお受けしております。

○中西委員　　それで、延滞金が払えない場合に、差し押さえにはならないということですか。

○事務局（山本機構長）　　延滞金につきましても、本来納めていただくべきものですので、不履行、その延滞金の分割の、もし、延滞金について分割納付を組まれていて不履行になったり、約束、連絡をいただけなかったり、場合につきましては差し押さえの対象になる場合は当然ございます。

○議長（中嶋会長）　　ほか、ございませんか。

○塩山委員　　すいません。

○議長（中嶋会長）　　はい、どうぞ。

○塩山委員　　さっきの件なんですけど、その処理をするのは、フローがあるという

ことをさっき言われたんですけども、それに基づいて延滞金とか云々とか、そういうのを全部処理されるわけですね。

○議長（中嶋会長） 作業フローと、当然そのそもそものルールがあると思いますので、それはそういう理解でよろしいですか。

○事務局（山本機構長） すみません、補足で。延滞金につきましては、納期限の翌日から加算されますので、本来の。

○森橋委員 箕面市単体の場合ですと、収納率100%を目指していいんでしょうけど、今度は大阪府が全体を取りまとめるようになるんでしょう。そしたら、あんまり無理せんでもそこそこやっときゃいいというようなことにはならないんですか。

○議長（中嶋会長） 収納率は、統一保険料になったときに、まず各市町村に最低集めないといけない収納率というのがございまして、それを切ってしまうと、ペナルティというか、赤字に陥ってしまう可能性がありますので、箕面市としては一応、今は目標をきちっと定めて、それを下回らないように取り組んでというのが経過です。

○森橋委員 はい、わかりました。

○議長（中嶋会長） はい、ほか、ございませんでしょうか。

○塩山委員 すみません、よろしいですか。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○塩山委員 この収納率について、目標というのか、何かそんなのはあるんですか。

○議長（中嶋会長） はい、あると思います。お答えいただきます。

はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） はい、すみません。今、中嶋議長のほうからご説明があったように、やはり標準収納率というものが各市町村に割り当てられます。それをクリアするために、それを目標に収納のほうを頑張るといようなこととございます。

以上でございます。

○議長（中嶋会長） ちなみに今年度の目標収納率ということで示していただけま

すか。

○事務局（三浦室長） 議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） 令和3年度は92.38%でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋会長） 一応その数字を下回らないように、市の方では収納率を上げていく必要があるということになっております。

ほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、ないようでございますので、この件につきましては、これをもちまして終了とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中嶋会長） それでは、異議なしということで、案件につきましては以上で終了といたしますので、続きまして、ご案内させていただきましたとおり、北吉委員さんのほうから「日本の医療保険制度と健康保険組合の現状について」と題してお話をいただきたいと思っております。

北吉委員さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○北吉委員 はい。北吉です、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

私は健康保険組合連合会大阪連合会に勤務しておりまして、この国保運営協議会は被用者保険代表として出席しています。

まず最初に、健康保険組合連合会、通称健保連と言いますが、これはどういった組織かということで、1枚めくっていただいて、2ページをお願いいたします。

健保連は、全国の健康保険組合が集まってつくった組織です。健康保険組合の連合組織として健保組合の活動を支え、保険者機能の充実・強化に向けた活動を行っています。健保連は1943年、昭和18年に健康保険法に基づく公法人として設立されて以来、健保組合の代表として、健保組合の発展と持続可能な医療保険制度の実現を

目指して、さまざまな活動をしています。さらに、こうした活動や主張などを国民の皆様理解していただくため、また、疾病予防や健康知識の普及啓発のため、機関紙やパンフレット、テレビや新聞などによる広告・宣伝活動を進めています。最近、新聞のほか、インターネットを利用したウェブでの普及啓発も行っています。

左の図を見ていただきますと、組織としては、東京に健保連本部がありまして、さらに47都道府県に、それぞれ都道府県連合会がございます。そして、健保連は全国の1,389の健康保険組合で構成され、被保険者とその家族を合わせると全国民のおよそ4分の1に当たる約3,000万人が加入しています。

次の3ページです。

私が勤めております健保連大阪連合会は大阪の健保組合を会員とする組織で、健保組合が加入者のためによりよい仕事ができるよう、健保連本部と協力して組合運営の充実・向上に役立つ事業を進めています。

現在、大阪連合会の会員組合は173組合で、加入者は被保険者、家族を合わせて約310万人です。そして、大阪連合会の事業では、個々の健保組合が組合業務を円滑に運営できるようサポートしています。

「医療費適正化」では、レセプト・保険給付や、求償事務についての相談会の実施や電話での相談や助言、そして、レセプト点検や求償事務に関する研修会を開催しています。

「組合運営の支援」は、組合の業務関係の研修会などの開催、そして、個別相談への回答をしています。

保健事業としては、疾病やメンタルに関する健康教室などの開催や特定健診、特定保険指導に関することなど、保健師活動の支援もしています。

「広報活動」としては、広報誌の発行、ホームページの運営です。大阪連合会の広報誌「かけはし」は毎月発行しておりまして、大阪連合会のホームページにも掲載しておりますので、機会がありましたらご覧いただければと思います。

次の4ページに、「健康保険、健康保険組合とは」ということを記載いたしました。

健康保険は、病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡に備える公的な医療保険制度です。日本では、誰もが何らかの医療保険を制度に加入する「国民皆保険制度」が採用されています。その中で健康保険組合は、サラリーマンなど企業に勤めている人とその家族が加入する医療保険者です。補足しますと、医療保険者とは、医療保険事業を運営するために保険料を徴収して、保険給付などを行う実施団体であり、医療保険者、または保険者とも言います。

次の5ページは、日本の「医療保険制度体系」です。

一番上に記載の「後期高齢者医療制度」は2008年、平成20年4月1日にスタートし、47都道府県の広域連合が保険者となっている地域保険で、75歳以上のかた及び65歳以上の一定の障害状態にあることを認定されたかたが加入しています。

それ以外の75歳未満のかたは、下に書いています国民健康保険、これは国保組合も含まれます。そして、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、このいずれかに加入しています。このように日本の医療保険制度は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入している国民皆保険制度となっています。この国民皆保険制度の確立から既に60年近くも経過して、今では、誰もが保険証1枚でどの医療機関にもかかれるのは当然のことだと思われています。しかし、海外に目を向けると、必ずしもそうではありません。先進国の中でも民間保険が中心である国もありますし、無保険の国民を多く抱える国も存在します。この日本の医療保険制度に対する評価はとて高く、2000年には世界保健機関WHOから、日本の医療保険制度は総合点で世界一と評価されました。正しく日本の国民皆保険制度は世界に誇れる制度です。

次の6ページをお願いします。

次の6ページ、これは「医療保険制度の費用負担構造」です。

1ページ前で申し上げましたとおり、一番上の75歳以上のかたは後期高齢者医療制度に加入し、75歳未満のかたは、下に記載の国民健康保険、健康保険組合、協会

けんぽ、共済組合、このいずれかに加入しています。そして、一般的には65歳から75歳の間で退職して、健康保険組合や協会けんぽから国民健康保険へ移るかたが多くいますので、そのかたたちの医療費は保険者間で財政調整をし、健保組合や協会けんぽから国保へ支援をしています。また、75歳以上のかたが加入する、一番上の後期高齢者医療制度の仕組みは、高齢者自身の保険料が約1割、税金が約5割、そして、あとの約4割が現役世代の保険料からの支援で運営されています。このように、日本の国民皆保険制度では、お互いに医療費を支え合いながら運営されています。

次の7ページは、国民医療費についてです。

こちらのグラフが「国民医療費と後期高齢者人口の推移」です。

ちょっと白黒にしているので見づらいかもしれないんですけども、左側の長いほうの、それぞれの長いほうの棒グラフが国民医療費で、一番左の2007年度は34兆1,000億円です。それから毎年1兆円ずつほど伸び続けていて、2017年度で43兆円を超えています。グラフにはありませんが、この43兆円と聞くと、もうとんでもない数字で、どんな感じかなと思われるかと思うので、大体1人当たりどれぐらいかと申し上げますと、この2017年度ですと、1人当たりの年間医療費は33万9,900円です。これを少し年齢別にしますと、75歳未満が22万1,000円、75歳以上の年間医療費は94万2,000円と、4倍以上の額になります。

グラフに戻りますが、それぞれの右側の短いほうの棒グラフが、国民医療費のうちの75歳以上の後期高齢者の医療費です。後期高齢者の人口の推移を折れ線グラフで表示していますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始める2022年度から、医療費はさらに増える見込みで、これがいわゆる2022年危機と言われているものです。

健保連が推定した2022年度と2025年度の数値が入っていますが、これを見てわかるとおり、国民全体の医療費はますます伸び続けて、2025年度には52兆円を超えるとの推定です。

次の8ページをお願いします。

「健康保険組合の被保険者1人当たり年間保険料と平均保険料率の動き」です。

左側の長いほうの棒グラフが1人当たりの保険料です。一番左、2017年度、こちらで年間の保険料が49万円です。これを事業主と被保険者とで負担しています。

そして、右側の短いほうが、保険料のうち拠出金の金額で、2017年度は、1人当たり49万円の保険料のうち21万4,000円が拠出金です。この拠出金というのは、高齢者の医療費を賄うため支援しているお金というふうに考えてください。

健保組合では、高齢者の医療費を賄うため、保険料のうち45%ほどをそちらのほうに拠出しています。そのため、健保組合は、増え続ける医療費とこの拠出金に対応するために保険料収入を確保しなければならず、これまでも保険料率を引き上げて対応してきました。このグラフに載っている2017年度の保険料、この49万円になるまでの10年間にも、保険料は既に10万円ほど上がっています。そして、この先、2025年度には、現在よりさらに10万円近く上がって、58万5,000円になると推定されていますが、今回のコロナの影響により、さらに悪化することも予想されます。健保組合の負担は既に限界に近づいていて、これ以上の保険料の引き上げに耐えられなくなり、解散の危機に直面している組合がたくさんあるというのが現在の状況です。現に2019年4月1日には、大きな健保組合が2つ解散して、その加入者である67万人の大半が協会けんぽに移行しています。

ここからちょっと資料はありませんが、去年から何度かニュースで取り上げられていましたとおり、2022年の後半に、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げられる方針が政府で決定されました。1割から2割に引き上げられることにより、健保組合の後期高齢者支援金は抑制されますが、その額は年間で240億円。この240億円というのを被保険者1人当たりに換算しますと、年間わずか700円相当という額になります。

最後に、これからの日本の医療保険制度を守っていくためには、今後、医療給付の

適正化と負担のあり方について、引き続き見直されていくことを期待いたします。

日本が世界に誇る国民皆保険制度を維持するためにも、そのことを皆様にご理解いただけますと幸いです。

どうもありがとうございます。

○議長（中嶋会長） はい、北吉委員、どうもありがとうございました。

大変貴重な機会、お話をいただけたと思います。

それでは、せっかくでございますので、ただ今のお話に関しまして、何かご質問等がありましたらお受けしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

少し前まで、今さっきおっしゃられたように、健保組合が結構倒産されるところが非常に、テレビでもよく報道されていた時期があったと思うんですけども、今もそういう状況が、直面してたり、実際にもう寸前だったりというのは余り変わらない状況ですか。

○北吉委員 変わらないです、もう、はい。危機的な状況の組合、あと、この保険料率で見ると、どんどん上がっていて、協会けんぽは保険者、全国で一つなんですけど、その協会けんぽの保険料率より超える健保組合というのも、もうたくさん出ているので、もうそういったところです。

○議長（中嶋会長） ほかは、皆さん何かございませんか。

本当に、おっしゃっていただいたように、我々は国保を担当してますので、どうしても国保の課題に目が向きがちなんですけども、先ほどの図が非常にわかりやすいなと思いましたが、国保に対して、やっぱり現役世代が負担していただいている部分がありまして、その現役世代の半分近くが、保険組合から出していただいているという現状ですので、保険料の差だけがいつも言われるんですけども、当然その現役世代のかたが使ってる医療費と国保の加入者が使ってる医療費の総額が違いますので、そういう意味では、保険料の負担と受益の負担の関係性を、この医療保険制度の中でどう考えていくのかというのは、本当に大きな課題だなというふうに思っておりますの

で、また引き続き、この場でもいろいろ、それぞれの立場でご意見をいただけたら大変ありがたいなというふうに思います。

そうしましたら、ほかの皆様、よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら、この件につきましては、これをもちまして終了させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、最後、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局（三浦室長） はい、議長。

○議長（中嶋会長） はい、どうぞ。

○事務局（三浦室長） 次回の日程でございますが、8月ぐらいを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中嶋会長） はい。次回の日程につきましては、8月でまた調整をさせていただきます。皆様にご通知をさせていただきたいと思いますが、日程に関しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと先の話なのでどうなるかわかりませんが、今回も一応、非常に開催につきましては、緊急事態宣言ということも踏まえまして、悩ましい中での判断をさせていただきましたが、当然、今後またコロナの状況いかんによっては、皆様にご相談させていただくこともあるかと思っておりますので、その点につきましても重ねてお願いをさせていただきます。

そうしましたら、最後、委員の皆様から、この際、ほかに何かございませぬでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、これをもちまして、本日の運営協議会のほうは終了させていただきます。

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、慎重にご審議をいただきましてまことにありがとうございます。

ました。

これもちまして、第2回箕面市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

箕面市国民健康保険運営協議会規則第7条により、ここに署名する。

会 長

中馬 三四郎

署名委員

中西 智子

署名委員

益野 富美子